

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例

平成十八年十月二十四日

三重県条例第六十八号

改正 平成一九年一二月二六日三重県条例第七号 平成二二年一二月二八日三重県条例第六号
平成二四年三月二七日三重県条例第二七号 平成二四年一二月二八日三重県条例第七号
平成二六年一二月二四日三重県条例第一〇六号 平成二七年一〇月二七日三重県条例第五八号
平成二八年七月七日三重県条例第四八号

認定こども園の認定基準等に関する条例をここに公布します。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例

題名改正〔平成二四年条例二七号・二六年一〇六号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項及び第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定要件等を定めるものとする。

一部改正〔平成二四年条例二七号・二六年一〇六号〕

(認定こども園の認定要件)

第二条 認定こども園の認定要件は、当該認定に係る施設が次の各号に掲げる施設のいずれかに該当すること及び次条に掲げる基準に適合することとする。

一 幼稚園型認定こども園（次のいずれかに該当する施設をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）

イ 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。次条第四号において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（次条第三号において「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標（次号及び第三号において「教育目標」という。）が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(ロ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 保育所型認定こども園（保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が所在する市町における児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）

三 地方裁量型認定こども園（保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。次条第二号及び第三号において同じ。）

一部改正〔平成一九年条例七二号・二四年二七号・二六年一〇六号〕

(認定こども園の施設の設定及び運営に関する基準)

第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。

一 職員配置

- イ 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。
- ロ 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（次号及び第七号において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員（次号において「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は、知事が別に定める場合を除き、三十五人以下とする。

二 職員資格

- イ 前号イの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下この号において同じ。）の資格を有する者でなければならない。
- ロ 前号イの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者でなければならない。
- ハ ロの規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において学級担任を幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる。
- ニ ロの規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。
- ホ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう当該認定こども園の管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

三 施設設備

- イ 法第三条第三項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。
 - (イ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (ロ) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- ロ 認定こども園の園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室（ほふくをしない子どもを保育する部屋をいう。以下この号において同じ。））、ほふく室（ほふくをする子どもを保育する部屋をいう。以下この号において同じ。）その他の設備の面積を除く。ニただし書において同じ。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設（法第四条第一項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下この号において同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、ニ本文（満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、ニ本文及びチ）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
-----	----

一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

- ハ 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- ニ ハの保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積がロ本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- ホ ハの屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(イ)の基準を満たすときは、(ロ)の基準を満たすことを要せず、また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(ロ)の基準を満たすときは、(イ)の基準を満たすことを要しない。
- (イ) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- (ロ) 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて(イ)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

- ヘ ハの屋外遊戯場は、建物等と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。
- ト 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園には、当該食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- (イ) 食事を提供するための適切な管理体制を確保し、子どもに対する食事の提供の責任を当該認定こども園がもつこと。
- (ロ) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、栄養等に関する指導が受けられること。
- (ハ) 調理業務を受託する者については、衛生、栄養等に関して必要な知識及び技能を有し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (ニ) 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー等への配慮等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (ホ) 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、それに基づき食事を提供すること。
- チ 認定こども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、ハの規定により設けなければならない設備に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。
- リ チの乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、子どもの安全等を確保するため、ほふくをしない子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふくをする子ども一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保しなければならない。
- ヌ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、ハの規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によ

り行うために必要な調理設備を備えなければならない。

四 教育及び保育の内容

イ 認定子ども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず、また、子どもの集団生活の経験年数が異なること等の認定子ども園の事情に配慮したものでなければならない。

ロ 認定子ども園における教育及び保育の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（イ）教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日ごとに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に行うこと。

（ロ）園舎、保育室、屋外遊戯室、遊具、教材等の整備及び管理に当たっては、子どもの健康及び安全の確保、子どもの生活の安定等を図ること。

（ハ）地域の小学校との交流等により、小学校教育との連携を図ること。

五 保育者の資質向上等

認定子ども園の設置者は、研修の実施等により、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

六 子育て支援

イ 子育て支援事業等については、積極的に行うものとし、その種類、実施回数等については、地域の需要にこたえるものでなければならない。

ロ 子育て支援事業等の実施内容の決定及び変更に当たっては、あらかじめ市町及び市町教育委員会と協議しなければならない。

ハ 認定子ども園における子育て支援事業等については、次に掲げる事項に留意して実施しなければならない。

（イ）地域における全ての就学前の子どもを対象に行うこと。

（ロ）保護者が希望するときに支援を受けられる体制を確保すること。

（ハ）子どもの教育及び保育に従事する者の専門性及び資質を向上させるとともに、子育てを支援する団体等との連携協力を図ること。

七 管理運営等

認定子ども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（イ）認定子ども園の多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定子ども園の長を置き、すべての職員の協力を得て一体的な管理運営を行うこと。

（ロ）認定子ども園における教育及び保育時間相当利用児に対する保育時間は、一日につき八時間以上とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定子ども園の長が定め、また、認定子ども園の開園日数及び開園時間は、教育及び保育時間相当利用児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等に応じて定めること。

（ハ）子どもの年齢構成、障害のある子ども等への対応等について配慮し、必要に応じ適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。

（ニ）安定的かつ継続的な運営を確保すること。

（ホ）保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。

（ヘ）障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行い、市町等と連携して障害のある子ども等の受入れに適切に配慮すること。

（ト）食育を推進するとともに、給食等において地域で生産されたものを使用すること等を通じて、地域に対する関心が深められるよう配慮すること。

（チ）防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保し、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うこと。

（リ）地域における次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十

- 号) 第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。)等に協力すること。
- (ヌ) 認定こども園の運営の状況について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。
- (ル) 市町及び市町教育委員会と十分な連携を図ること。
- (ヲ) 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。
- (ワ) 震災、風水害、火災その他の災害(以下この号において「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知すること。
- (カ) 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うこと。
- (コ) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施すること。
- 一部改正〔平成二二年条例六三号・二四年二七号・七五号・二六年一〇六号〕

第四条 削除

削除〔平成二七年条例五八号〕

(認定の廃止又は休止)

第五条 県及び市町以外の者は、認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 施設の名称及び所在地
 - 三 廃止又は休止の理由
 - 四 入園中の子どもの処置
 - 五 廃止しようとする場合にあっては、廃止の期日及び財産の処分
 - 六 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 市町は、認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の承認に必要な条件を付けることができる。

(調査への協力)

第六条 認定こども園の設置者は、知事が法第三十条第一項又は第二項の規定に基づく報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。

一部改正〔平成二七年条例五八号〕

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 一部改正〔平成二八年条例四八号〕

(職員資格に関する特例)

2 第三条第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二号イ	以下この号において同じ	以下同じ
第三条第二号ロ	及び保育士の資格を併有する	又は保育士の資格のいずれかを有する
第三条第二号ハ	ロの規定にかかわらず	附則第二項の規定により読み替えて適用するロの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし
	及び保育士の資格を併有する	を有する

第三条第二号ニ	ロの規定にかかわらず	附則第二項の規定により読み替えて適用するロの規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし
	満三歳以上の子どものうち	当該
	幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する	保育士の資格を有する

全部改正〔平成二八年条例四八号〕

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条第一号イ本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同条第二号イ並びに前項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びニの規定にかかわらず、同条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

追加〔平成二八年条例四八号〕

- 4 第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

追加〔平成二八年条例四八号〕

- 5 附則第二項の規定により読み替えて適用する第三条第二号ロの規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成二八年条例四八号〕

- 6 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三条第二号イ並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びニの規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成二八年条例四八号〕

- 7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第四項	第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	附則第二項の規定により読み替えて適用する第三条第二号	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

	ロの規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	
附則第六項	第三条第二号イ並びに附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ロ及びニの規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

追加〔平成二八年条例四八号〕

附 則（平成十九年十二月二十六日三重県条例第七十二号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十八日三重県条例第六十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第二十七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十八日三重県条例第七十五号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十四日三重県条例第百六号）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から起算して五年間は、この条例による改正後の第三条第一号イの規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十七年十月二十七日三重県条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年七月七日三重県条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。